# **Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)**

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL http://www.asb.or.jp/



2021年5月10日

国際会計基準審議会 御中

# 情報要請 適用後レビュー: IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号 「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の回答

企業会計基準委員会(以下「当委員会」又は「我々」という。)は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューに係る情報要請(以下「情報要請」という。)に対して回答を提供する機会を得たことを歓迎する。本レターは、当委員会事務局が、我々の法域の市場関係者に対して実施したアウトリーチによって得られたフィードバックに基づくものであり、情報要請に記載の各質問に対しての当委員会の見解のみを述べるものではない旨をあらかじめ申し添える。

# (アウトリーチの概要)

当委員会事務局は IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用についての経験に関する個別のフィードバックを得るために、我々の法域の市場関係者に対して個別にアウトリーチを行った。具体的には、当委員会事務局は 3 名の財務諸表利用者(以下「利用者」という。)、8 社の財務諸表作成者(以下「作成者」という。)、及び監査人(日本公認会計士協会:以下「監査人」という。)に対して、情報要請の質問事項をもとに市場関係者ごとに修正した質問書を利用して、個別のヒアリング又は書面によるアウトリーチを実施した。また、当委員会及び関連する委員会(いずれもメンバーには、利用者、作成者、監査人、学識経験者を含む)においても当該フィードバックに関する議論を行った。

# (アウトリーチを通じて得られた主なフィードバック)

当委員会事務局によるアウトリーチにおいて受取った主要なメッセージは、以下のと おりである。

# (1) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、全体として支配の評価について、現在の IFRS 第10号を修正する必要がある問題は聞かれなかった。

それに対して、支配の喪失を生じさせる取引及び段階取得において、保持している持分又は既存の持分を公正価値で測定することが目的適合性のある情報を提供するかどうかについては、複数の利用者が取引の経済的実態と乖離していると述べている。作成者においては、子会社と関連会社に対する関与等の観点の違いにより、次のような異なる意見が聞かれた。

- 関連会社に対する投資と子会社に対する投資は、単に価値の増加を期待して保有する投資(金融投資)ではなく、投資先への関与を通じた事業活動の遂行と、関与からの成果の獲得を目的として保有する投資(事業投資)である。支配を喪失して子会社が関連会社になったとしても、投資の性質は異ならないため、投資の性質が変わったかのごとく保有持分を公正価値で測定することは目的適合性のある情報を提供しない。
- 関連会社への関与と子会社への関与は異なっており、支配を喪失して関与が変化した場合には、保有持分を再測定することにより目的適合性のある情報を提供する。

いずれの見解の作成者も、再測定による損益は、一過性の損益として通常の損益とは 区分して扱っていると述べている。

詳細は本コメント・レターの第2項から第23項を参照していただきたい。

# (2) IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、共同支配の取決めの分類や共同支配 事業の会計処理について、全体として現在の IFRS 第 11 号を修正する必要がある問題は 聞かれなかった。

詳細は本コメント・レターの第24項から第28項を参照していただきたい。

# (3) IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」

アウトリーチを行った利用者からは、現行の開示要求に追加して、持分法適用会社からの受取配当金総額などの情報を要望する意見が聞かれた。

一方、アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、現行の開示要求に関して、非連結の組成された企業への関与に関する開示などにおいて、コストに比して情報の有用性については疑問があるという意見が聞かれた。

詳細は本コメント・レターの第29項から第36項を参照していただきたい。

# (4) 持分法会計

持分法会計については今回の情報要請の対象に含まれていないことは承知している。 しかし、情報要請の対象である IFRS 第 11 号に従って投資先が共同支配企業に分類され た場合には持分法が適用されることから、持分法会計についての見解も入手した。

我々がアウトリーチを行った多くの利害関係者は、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないものの、当該ガイダンスが、持分法会計の性質について一行連結か測定技法かという概念的な基礎を提供していないために、現行のガイダンスにおいて解決されていないと考えられる持分法会計の実務上の論点があることを強調した。そのような実務上の論点には、持分法投資における減損会計の論点が含まれる。

我々は、多くの関係者が、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないことからも、 持分法会計の根本的な見直しが必要とは考えていない。また、持分法会計を単に一行連 結であるとも、単に測定技法であるとも考えていない。むしろ、持分法会計は両方の側 面を有しているにもかかわらず、どのような場合にどちらの側面を重視すべきかが明ら かでないために、多くの実務上の論点が生じていると考えている。したがって、どのよ うな場合にそれぞれの側面を重視すべきかを明らかにすることにより、すべてではない にしても、多くの実務上の個別の論点に対処することが可能であると考えている。

このような概念的な議論を IASB が行わないまま、個別の対応を行うことに対しては、 我が国の関係者から懸念が聞かれている。その例の一つとして、IASB が公開草案「全般 的な表示及び開示」において「不可分の関連会社及び共同支配企業」と「不可分でない 関連会社及び共同支配企業」に関連する損益を区分して表示することを提案したことが 挙げられる。

我々は、IASB が持分法会計の主な定めを維持すべきであると考える。同時に、我々は、我が国の関係者によって識別された減損会計のような実務上の論点を解決するために、持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定技法の側面を重視すべきかを明確にする原則を開発するためのプロジェクトに取り組むべきと考える。

詳細は本コメント・レターの第37項から第44項を参照していただきたい。

なお、監査人へのヒアリングにおいても様々な経験に関する有用な情報が提供されたが、作成者の観点と同様のコメントについては、重複を避けるため監査人のコメントとしては含めていない。

当委員会は、我々のフィードバックが、IASB にとって、グループ会計に関する IFRS

基準書が効果的かつ効率的に適用されているかを評価し、IFRS 基準書に基づいて作成された財務情報の質を向上させるためにどのような変更が有用なのかを検討するにあたっての一助になることを願っている。何かご質問がある場合は、連絡していただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長

# 情報要請の個別の質問に対する回答

# コメント提出者に関する情報

#### 質問1 コメント提出者の背景

利害関係者の各グループが類似した見解を有しているのかどうかを理解するため、当 審議会は次のことを知りたいと考えている。

- (a) 財務報告に関しての回答者の主要な役割。回答者は、財務諸表の利用者又は作成者、監査人、規制当局者、研究者のいずれか。会計専門家の団体を代表しているか。財務諸表利用者である場合、どのような種類の利用者か。例えば、バイサイドのアナリスト、セルサイドのアナリスト、信用格付アナリスト、債権者又は融資者、あるいは資産管理者又はポートフォリオ管理者か。
- (b) 回答者の主要な法域及び業種。例えば、財務諸表利用者である場合、フォロー 又は投資している地域はどこか。質問2から10に対する回答が回答者の主要 な法域及び業種と関連がないかどうかを記載のこと。
- 1. 上記の質問に対する我々の回答は以下のとおりである。
- (a):会計基準設定主体(ただし、カバーレターに記載のように、当レターは、当委員会事務局が我々の法域の市場関係者に対して実施したアウトリーチにおいて受けたフィードバックを含んでおり、当委員会の見解のみを伝えるものではないことには留意いただきたい)。

#### (b): 日本

当委員会事務局が本コメント・レターの作成にあたり個別にアウトリーチを実施 した先は、以下の表のとおりである。

対象者	団体数又は人数
利用者	3名
作成者	8 社
監査人	1 団体

• 3名の利用者は、2名のセルサイドのアナリスト及び1名の信用格付アナリストで構成される。すべての利用者が、IFRS 基準に基づく財務諸表を分析に利用している。

- 8 社の作成者は、IFRS 基準を適用する商社、化学、通信業界及び金融機関である。
- 我々が聴取した監査人は、日本の監査人の団体である日本公認会計士協会 (JICPA) を代表したメンバーである。

# IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

#### 質問 2(a) 関連性のある活動

回答者の経験において、

- (i) IFRS 第 10 号の第 10 項から第 14 項及び B11 項から B13 項の適用により、どの程度まで、投資者が投資先の関連性のある活動を識別することが可能になっているか。
- (ii) 投資先の関連性のある活動を識別することが困難を生じさせる状況はあるか。 また、そのような状況はどの程度の頻度で生じるか。その場合、他のどのよう な要因が関連性のある活動の識別に関連性があるか。

# (関連性のある活動の識別について)

- 2. 複数の作成者から、連結すべきか否かの判断において、関連性のある活動を識別することは問題となっていない、又は、そのような状況は稀であるとするコメントが聞かれている。
- 3. また、ある作成者及び監査人から、関連性のある活動の識別について、次のような場合に困難となることがあるが、基準書の修正を求めるほどのものではないとするコメントが聞かれている。
  - (1) 関連性のある活動が複数ある場合
  - (2) 特別目的事業体が満期保有目的の公社債のみを保有する場合
  - (3) 支配又は共同支配の判断において、異なる当事者が異なる活動を関連性のある 活動として識別する場合
- 4. 一方、他の複数の作成者からは、次のような設例の追加及び現行の設例の改善についてのコメントが聞かれている。
  - (1) (a) 関連性のある活動が存在しないと考えられる場合(インデックス連動のフ

アンド及び自動操縦の SPE) 及び(b) スキーム全体のリターンに比して限定的なリターンにのみ影響を及ぼす活動を関連性のある活動として識別する場合に、関連性のある活動を識別することが困難となる場合があり、設例の追加を要望する。

(2) 複数の活動(事業計画の承認、配当の承認、又は投融資の承認)が存在する場合に、どの活動が投資先のリターンに最も重要な影響を及ぼすかについての判断は難しいため、どのように判断するかを示した設例の追加を要望する。また、現行の設例にもどのように判断するかを示す改善を要望する。

# 質問 2(b) 投資者にパワーを与える権利

回答者の経験において、

- (i) IFRS 第 10 号の B26 項から B33 項の適用により、どの程度まで、投資者の権利 が防御的であるかどうかを決定することが可能になっているか。
- (ii) IFRS 第 10 号の B22 項から B24 項の適用により、どの程度まで、投資者の権利 (潜在的な議決権を含む)が実質的であるかどうか、又は実質的ではなくなっ たかどうかを決定することが可能になっているか。

#### (投資者の権利が防御的であるか実質的であるかの判断)

- 5. 投資者の権利が防御的であるか実質的であるかの判断について、作成者から次の意 見が聞かれた。
  - (1) 防御的な権利自体が限定的な状況でしか生じないため、議論になることはほとんどない。IFRS 第 10 号のガイダンスは権利が実質的かどうかを評価するための指針となっている。
  - (2) IFRS 第 10 号 B26 項の防御的な権利の評価における「投資先の活動の根本的な変更」の意味が不明瞭であるため、各投資者で判断にばらつきが生じている可能性があるが、投資者の利益保護に資する権利を防御的な権利と整理している。

# 質問 2(c) 議決権の過半数を伴わない支配

#### 回答者の経験において、

- (i) IFRS 第 10 号の B41 項から B46 項を他の株式保有が分散している状況に適用することにより、どの程度まで、議決権の過半数を保有していない投資者が投資先の関連性のある活動を指図する実質上の能力を取得(又は喪失)したのかどうかの適切な評価を行うことが可能になっているか。
- (ii) 質問 2(c)(i)に示した評価を投資者が行う必要のある状況は、どのくらいの頻 度で生じるか。
- (iii) その評価を行うために必要となる情報の入手のコストは重大か。
- 6. 作成者から、議決権の過半数を保有していない場合の支配の評価について、次のコメントが聞かれている。
  - (1) 他の株式保有が広く分散している状況において、株主総会における議決権行使 比率を参照し、実質的に支配権を有しているか否かの判定を行うことはあるが、 投資先に対するパワーの評価について問題になることはない。
  - (2) IFRS 第 10 号 B42 項(a) から(c) に記載された要因及び設例だけでは、具体的な評価の指針が不明確であり、判断にばらつきが生じ得る。例えば、他の議決権保有者がどのぐらい分散していればパワーを有していると判定するのに十分か、また、どの時点又は期間の過去の投票パターンを見るのかなどが不明確である。
  - (3) 再検討の要求事項におけるモニタリングは、投資ごとに相対的な規模についての評価を実施する必要があり、相当にコストを要している。

#### 質問 3(a) 本人と代理人

# 回答者の経験において、

(i) IFRS 第 10 号の B60 項及び IFRS 第 10 号の B62 項から B72 項の適用指針の適用により、どの程度まで、意思決定者が本人か代理人かを投資者が判定することが可能になっているか。

- (ii) 代理人関係を識別することが困難である状況があるか。その場合の困難を記述 ください。
- (iii) そうした状況はどのくらいの頻度で生じるか。
- 7. 複数の作成者から、本人か代理人かは問題となっていない、又は、そのような状況 は稀であるとの意見が聞かれた。一方で、ある作成者からは、次のコメントが聞かれている。
  - (1) ファンドのアセットマネージャーと出資者が同一の事業体に属し、リターンの 規模では意思決定者が本人と判断される一方、他の当事者が持分に応じてアセットマネージャーの解任権を有する場合、IFRS 第 10 号 B65 項のみでは、リターンの規模による判断と解任権による判断のどちらを優先させるべきかが基準上明確ではない。
  - (2) アセットマネージャーとしての定額報酬や業績報酬は、経済的関与に占める割合が変動するため、本人か代理人かの判定において考慮することが困難である。

#### 質問3(b) 契約以外による代理人関係

- (i) IFRS 第 10 号の B73 項から B75 項の適用により、どの程度まで、他の当事者が 事実上の代理人として行動していることにより(すなわち、当事者間の契約上 の取決めがない場合に)支配が存在しているのかどうかを投資者が評価するこ とが可能になっているか。
- (ii) (i) に示した評価を投資者が行う必要のある状況は、どのくらいの頻度で生じるか。
- (iii) そのような必要性を生じさせる状況を記述ください。
- 8. 作成者からは、事実上の代理人の判定に基づく支配の評価について、特段意見は聞かれていない。
- 9. 監査人からは、IFRS 第 10 号 B75 項は事実上の代理人に該当する可能性のある当事者の例を示しているが、IFRS 第 10 号 B73 項及び B74 項においてもどのような場合に事実上の代理人に該当するかを判断するための原則的な考え方が示されておらず、ガイダンスも他の論点と比べて不足している。原則的な考え方と具体的なガイ

ダンスの追加が実務上のばらつきを減少させるのではないかという意見が聞かれた。

#### 質問 4(a) 投資企業の識別のための要件

#### 回答者の経験において、

- (i) 投資企業の定義(IFRS 第 10 号の第 27 項)及び典型的な特徴の記述(IFRS 第 10 号の第 28 項)の適用は、どの程度まで、一貫した結果をもたらしているか。一貫しない結果が生じているのを確認している場合には、そうした結果を記述し、それらが生じる状況をご説明ください。
- (ii) 定義及び典型的な特徴の記述は、どの程度まで、企業の性質を目的適合性のある又は忠実な方法で表現できない分類結果を生じさせているか。例えば、定義及び典型的な特徴の記述は、投資企業の範疇に、除外すべき(又は含めるべき)である企業を含めて(又は除外して)いるか。回答の理由をご記載ください。
- 10. 投資企業の識別の要件について、特段意見は聞かれていない。

# 質問 4(b) 投資企業である子会社

- (i) 自身が投資企業である子会社に対する投資を公正価値で測定することを投資企業に要求することが、情報の喪失を生じさせる状況はあるか。その場合、失われる有用な情報の詳細を示し、当該情報が有用であると考える理由をご説明ください。
- (ii) IFRS 第 10 号の第 32 項における要件以外に、投資企業についての連結除外の 適用の範囲に関連性のある可能性のある要件があるか。
- 11. 自身が投資企業である子会社に対する投資を公正価値で測定することを投資企業に要求することの情報の有用性について、特段意見は聞かれていない。しかし、投資企業でない親会社が投資企業である子会社を有する場合について、ある利用者及びある作成者から、次の基準修正に関するコメントが聞かれている。

- (1) 投資企業ではない親会社の下に連結子会社である投資企業があり、その投資企業を通じて子会社(孫会社)を有している場合、当該孫会社への投資が、売買を目的として保有されているのであれば、当該孫会社を連結するのではなく、公正価値評価が経済的実態を反映すると考える。
- (2) 投資企業である子会社がキャピタルゲインを得ることを目的として製造業の企業に投資を行い、当該投資先が子会社の子会社(孫会社)に該当する場合、投資企業でない親会社の連結財務諸表において、あたかも親会社が製造業を運営しているかのように表示されるため、誤解を生じさせるおそれがある。そのため、投資企業である子会社による公正価値測定を維持しない定めは情報の有用性を喪失させており、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」におけるベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業(投資連動保険ファンドを含む)である企業に対する持分法適用の免除と同様に、IFRS 第 9 号「金融商品」に従った会計処理の選択適用が検討されることを要望する。

# 質問 5(a) 投資者と投資先との関係の変化

回答者の経験において、

- (i) 次のような取引、事象又は状況は、どのくらいの頻度で生じるか。
  - (a) 投資者と投資先との関係を変化させ(例えば、親会社であることから共同 支配事業者であることへの変化)、かつ、
  - (b) IFRS 基準で扱われていない。
- (ii) 投資者と投資先との関係を変化させるこれらの取引、事象又は状況を、企業は どのように会計処理しているか。
- (iii) 支配の喪失を生じさせる取引、事象又は状況において、保持している持分を公 正価値で再測定することは、目的適合性のある情報を提供するか。そうでない 場合、その理由、関連性のある取引、事象又は状況を記述されたい。

#### (IFRS 基準書で扱われていない投資者と投資先との関係を変化させる取引)

- 12. 作成者から次の意見が聞かれた。
  - (1) IFRS 基準書で扱われていない投資者と投資先との関係を変化される取引は特

に生じていない。

- (2) 親会社から共同支配事業者に変化した場合の会計処理は、IFRS 基準書で扱われていないが、この場合、保持している持分を公正価値で再測定すると考えられる。
- (3) 高頻度ではないものの、親会社と共同支配事業者の間での変更、共同支配事業者と共同支配事業への参加者の間での変更等、IFRS 基準書で扱われていない取引が生じている。
- (4) 親会社と共同支配事業者の間での変更は、事業を構成する場合は再測定を行い、 事業を構成しない場合は再測定を行わない。また、共同支配事業者と共同支配 事業への参加者の間での変更は再測定を行わない。再測定が投資先が事業を構 成するかどうかも含めて IFRS 基準書において体系的に会計上の要求事項を開 発することが望ましい。
- 13. 監査人からは、持分法適用会社との取引の結果として、事業を含んでいない子会社 に対する支配を喪失する場合の会計処理を定める「投資者とその関連会社及び共同 支配企業との間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)に ついては、発効日が決まってない状況であり、この基準修正の位置付けを再度検討 すべきであるとする意見が聞かれた。

# (支配喪失時に保持する持分から生じる損益、段階取得時に従来保有していた持分から生じる損益の情報の有用性)

- 14. ある利用者は、支配の獲得により経営に対する関与度合いが変更となるため公正価値での評価に違和感はないが、公正価値算定の仮定が開示されない限り、情報は有用ではないと述べた。
- 15. 他の複数の利用者からは、公正価値で再測定することは目的適合性のある情報を提供しないという、次のコメントが聞かれている。
  - (1) すべての持分を公正価値で売却し、持分を再取得したかのような取引の擬制は、 実際の経済活動と乖離している。投資家の認識と整合していない取引の擬制に より、純損益の情報の有用性を低下させていると考える。
  - (2) 取得企業が段階取得により支配の取得に要する投資額は、支出累計額であると 投資家は理解している。現行の会計上の要求事項は、支配獲得時に既存の持分 を再測定する。再測定から利得が計上され、のれんが認識される場合、支配を 獲得するために要する投資の額は実際に投資していない額を含むため、将来の

業績予測に寄与する情報とは考えておらず、分析に有用ではない。

- (3) 支配喪失時の残存持分に対して、IFRS 第 9 号に従って公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示する選択を行う場合でも、支配喪失時に当該持分を公正価値に再評価することにより生じる評価損益がその他の包括利益でなく純損益に計上されることとなる。
- 16. 一方、支配喪失時に保持する持分を公正価値で再測定することによる情報の有用性について、子会社及び関連会社への関与の観点が作成者によって異なることにより、作成者の見解は異なっていた。また、今回の情報要請の対象ではないが、IFRS 第3号における段階取得時に保有する持分についても同様に、作成者の見解が異なっていた。
- 17. 公正価値で再測定することは目的適合性のある情報を提供しないとコメントした 作成者の見解は次のとおりであった。
  - (1) 関連会社へ重要な影響力を行使する投資と子会社に対する支配による投資は、 投資先への関与を通じた事業活動の遂行と、関与からの成果の獲得を目的とし て持分を保有するという点において、投資の性格は異ならない。支配を喪失し て子会社が関連会社になったとしても、投資の性質は変化しないため、投資の 性質が変わったかのごとく保有持分を公正価値で測定することは目的適合性 のある情報を提供しない。
  - (2) 支配喪失後も引き続き持分法適用の関連会社として重要な影響力を継続的に保持し、売却の意図もない場合、再測定による利得が会社のパフォーマンスを表しているとは言い難く、また、企業の本来の業績の表示の妨げになると考えられる。関連会社から子会社になる段階取得時に、従来保持していた持分を公正価値により再測定することも、同様の理由から、目的適合性のある情報を提供しないと思われる。
  - (3) 再測定により評価益を認識した結果、持分法投資の帳簿価額が大きくなり、支配喪失後において、意図せず減損リスクを抱えることになり、経済的実質を表す持分法投資損益を表象することができない。
  - (4) 継続保有持分の適切な公正価値評価が困難である。
- 18. 公正価値で再測定することは目的適合性のある情報を提供するとコメントした作成者の見解は次のとおりであった。
  - (1) 関連会社への関与と子会社への関与は異なる。子会社の支配株主として一体経営することと、重要な影響力の行使により企業グループのビジネスに寄与させ

るように経営することには違いがあると考えている。

- (2) そのため、関連会社への関与が子会社への関与に変更した際に、それまでの関与による投資の成果を公正価値の再測定により定量的に確認することには一定の意味があるものと考える。
- (3) また、従来の持分を公正価値で売却したうえで再取得したとみなす考え方に、 違和感はない。
- (4) 段階取得において、持分の再測定を行わないとすると、被取得企業を一段階で 取得した場合と、複数段階で取得した場合とで取得の経済的効果(すなわち、 支配を獲得すること)は同様と考えられるにもかかわらず、異なる会計処理と なり財務諸表利用者に誤解を生じさせることになると考える。
- 19. いずれの見解の作成者も、再測定による損益は、一過性の損益として通常の損益とは区分して扱っていると述べている。

# 質問 5(b) 事業を構成しない子会社の部分的な取得

回答者の経験において、

- (i) 企業は、投資者が事業(IFRS 第 3 号で定義)を構成しない子会社に対する支配を取得する取引をどのように会計処理しているか。投資者は、親会社に帰属しない持分について非支配持分を認識しているか。
- (ii) これらの取引はどのくらいの頻度で生じるか。

# (事業を構成しない子会社の部分的な取得)

- 20. ある作成者から、事業を構成しない子会社に対する支配を取得する取引は稀にしか生じないが、生じる場合には非支配持分を認識しているという意見が聞かれた。
- 21. また、別の作成者からは、事業を構成しない子会社に対する支配を取得する取引において非支配持分を認識しているが、事業を構成する子会社と事業を構成しない子会社に対して同様の会計処理を求めることが目的適合的かは再考の余地があるという意見が聞かれた。

#### (単一の資産を有する企業の会計処理)

22. 単一の資産を有する企業の会計処理について、ある作成者から、次の意見が聞かれ

た。

- (1) 取引の頻度は高くないものの、信託を通じて不動産を保有する場合があり、当該信託について IFRS 第 10 号が適用される場合、第三者に一部売却し、売却後も支配を維持する場合には、対価と帳簿価額との差額は純損益でなく資本を通じて認識される。この会計処理は、不動産の一部売却という経済実態を表さず、IFRS 第 10 号の適用範囲が取引の形式に偏りすぎていることを示唆する。
- 23. 監査人からは次の意見が聞かれた。
  - (1) 子会社が保有する資産を親会社が直接保有する資産として会計処理をするのか、それとも IFRS 第 10 号における子会社となる事業体として会計処理をするのか、IFRS 基準において体系的に定められていない。そのため、実務において多くの文脈で議論になる(例えば、変動対価の測定や、支配の喪失を伴わない持分の一部売却)。IFRS 基準を構成しないアジェンダ決定でガイダンスを示すのみではなく、IFRS 基準においてガイダンスを示す必要があるのではないか。

# IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

# 質問 6 IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め

- (a) 取決めの当事者が共同支配を有していないために IFRS 第 11 号の「共同支配の 取決め」の定義を満たさない協力の取決めは、どのくらい普及しているか。こ うした協力の取決めの特徴の記述を、別個の法的ビークルを通じて組成されて いるのかどうかを含めて、示されたい。
- (b) IFRS 基準を適用する企業は、そのような協力の取決めをどのように会計処理 しているか。その会計処理は当該取決めの忠実な表現であるか、また、その理 由は何か。
- 24. 作成者から、IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決めについて、次のコメントが聞かれている。
  - (1) 一般的な業務提携といった第三者との取決めはあるが、情報交換や商流への関 与やシナジーの追求を目的としたものである。しかし、これらの取決めにおい て特別な会計処理は行っていない。

- (2) 共同支配ではない取決めとして、法人格のないビークルを通じて資産に対して 共同で権利を有し、負債に対して共同で義務を有していると考えられるケース はあり、その場合、IFRS 第 11 号における共同支配事業の会計処理を類推適用 し、持分に応じて資産及び負債を認識している。
- 25. 一方、一部の作成者から共同支配事業の適用範囲について、次の意見が聞かれている。
  - (1) 共同支配事業の適用範囲の判断について、投資が直接行われるかエンティティを経由するかによって変わり得る点に問題意識がある。
  - (2) 共同支配事業の適用範囲の判断について、投資の法的形態や明示的な共同支配の取決めの存在に依存しすぎている懸念がある。

# 質問7 共同支配の取決めの分類

- (a) 共同支配の取決めの当事者は、どのくらいの頻度で、法的形態及び契約上の取 決めを考慮した後に、共同支配の取決めの分類を決定するために他の事実及び 状況を考慮することが必要となるか。
- (b) IFRS 第 11 号の B29 項から B32 項の適用により、どの程度まで、投資者が共同支配の取決めの分類を「他の事実及び状況」に基づいて決定することが可能となっているか。 IFRS 第 11 号の B29 項から B32 項に含まれていない他の要因で、分類に関連性がある可能性のある要因があるか。
- 26. 共同支配の取決めの分類について、ある作成者からは、IFRS 第 11 号における「他の事実及び状況」のガイダンスは有用ではあるが、特定のケースを想定しているためその程度は限定的であるという意見が聞かれた。その作成者も含め、意見聴取した作成者からは IFRS 基準書の修正が必要な問題は聞かれていない。

# 質問8 共同支配事業の会計処理の要求事項

回答者の経験において、

- (a) IFRS 第 11 号の要求事項の適用により、どの程度まで、共同支配事業者が資産、負債、収益及び費用を目的適合性のある忠実な方法で報告することが可能となっているか。
- (b) 共同支配事業者がそのような報告を行えない状況はあるか。その場合、こうした状況を記述し、当該報告が共同支配事業者の資産、負債、収益及び費用の目的適合性のある忠実な表現とならない理由を説明されたい。
- 27. 複数の作成者から、共同支配事業の会計処理に問題は識別されていないとするコメントが聞かれている。
- 28. 監査人からは、アジェンダ決定により、多くの実務上の論点に関するガイダンスが示されているが、アジェンダ決定ではなく、IFRS 基準においてガイダンスを示すべきではないかとする意見が聞かれている。

# IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」

# 質問9他の企業への関与の開示

- (a) どの程度まで、IFRS 第 12 号の開示要求(特に、IFRS 第 12 号によって導入された新たな要求事項(例えば、重要性がある共同支配企業又は関連会社のそれぞれについての要約情報に関する要求事項))は、企業が IFRS 第 12 号の目的を満たすのを助けているか。
- (b) IFRS 第 12 号の開示要求は、大量の詳細情報を含めること又は異なる特徴を有する項目の集約のいずれかによって有用な情報が覆い隠されないように、IFRS 第 12 号の目的を満たすために必要な詳細さのレベルを企業が決定するのに役立っているか。
- (c) IFRS 第 12 号で要求されていないどのような追加的な情報(もしあれば)が、IFRS 第 12 号の目的を満たすために有用となるか。そのような情報がある場合には、その 理由は何か、また、どのように利用されるか。そうした情報をどのように開示でき

るのかについての提案を示されたい。

(d) IFRS 第 12 号は、IFRS 第 12 号の目的を満たすために有用ではない情報の提供を要求しているか。その場合、不要と考える情報、それが不要である理由、及び IFRS 第 12 号のどのような要求事項がこの情報の提供を生じさせているのかを明示されたい。

# (重要な非支配持分がある子会社に関する開示)

- 29. 利用者から、重要な非支配持分がある子会社に関する開示について、次のコメントが聞かれている。
  - (1) 重要な非支配持分がある子会社については、グループ外部に流出している配当 に関する情報を提供しているという点において、現在の開示は有用である。しかし、非支配持分に帰属するキャッシュ・フローを控除して分析する必要があり、キャッシュ・フローの詳細情報が必要である。
  - (2) 当該開示は作成者が重要であると判断した情報のみが開示されるため、重要性の判断基準に関する開示を要求することが有用である。
- 30. 作成者からは、重要な非支配持分がある子会社に関する開示について、次のコメントが聞かれている。
  - (1) 当該情報が財務諸表利用者によってどのように利用されているか理解してお ら、情報の有用性については疑問がある。

#### (関連会社及び共同支配企業に関する開示)

- 31. ある利用者から、関連会社及び共同支配企業に関する開示について、次のコメントが聞かれている。
  - (1) すべての持分法投資からのキャッシュ貢献度を分析するため、企業にとって重要性のある共同支配企業及び関連会社からの受取配当金の開示 (IFRS 第 12 号 B12 項(a)) だけでなく、持分法適用会社からの受取配当金総額の開示が必要である。
- 32. 作成者から、重要性のある共同支配企業及び関連会社に関する開示について、次のコメントが聞かれている。
  - (1) 重要性のある関連会社及び共同支配企業に関する開示について、投資家等の財務諸表利用者と議論がされたことはない。しかし、重要性の閾値をどこに置く

かという判断のコストが生じており、そのようなコストに比して情報の有用性 については疑問がある。

- (2) 投資先が上場企業であることにより開示に関して IFRS 解釈指針委員会の 2015 年1月のアジェンダ決定で取り上げられている規制上の制約がある場合、また、開示について他のパートナーの了承が得られない場合には、開示される情報とその有用性が限定的である。
- 33. また、複数の作成者から、重要性がない関連会社及び共同支配企業に関する開示について、次のコメントが聞かれている。
  - (1) 個々には重要性がないと判断された、関連会社及び共同支配企業に対する持分の帳簿価額を合算した総額開示、及び当該総額を関連会社と共同支配企業に分けた開示に重要な情報価値はない。

# (非連結の組成された企業への関与に関する開示)

- 34. 一部の作成者から、非連結の組成された企業への関与に関する開示について、次の コメントが聞かれている。
  - (1) IFRS 基準書における「組成された企業」、「最大エクスポージャー」(IFRS 第 12 号第 29 項)、「スポンサー」(IFRS 第 12 号第 27 項)の定義が明確ではない。
  - (2) すべての非連結の組成された企業を識別することは、実務上不可能である。
  - (3) 非連結の組成された企業への関与に係る開示 (IFRS 第 12 号第 24 項から第 31 項) について、すべての非連結の組成された企業への関与を開示対象とするより、関与の度合いやリスクの重要性に応じて関与に関する情報を提供することが有用である。
  - (4) 非連結の組成された企業への関与は、他の IFRS 基準書に従い連結貸借対照表上に認識されている場合がある。また、偶発負債の開示要求や IFRS 第7号「金融商品:開示」による金融商品から生じるリスクに関する開示との重複部分も見られ、コストを増加させていると考える。
  - (5) 非連結の組成された企業への関与におけるスポンサーとなっている場合の開示 (IFRS 第 12 号第 27 項) について、見直しを要望する。非連結の組成された企業への依存の感触を提供する本開示の目的 (IFRS 第 12 号 BC90 項) が、組成された企業からの収益、及び組成された企業へ移転した資産に関する情報の開示を行うことによって達成されるか疑問である。

# (その他の開示)

- 35. ある利用者から、連結の範囲は重要な判断を伴うため、連結していない子会社がある場合、連結に関する重要性の閾値の開示を要望するコメントが聞かれている。
- 36. また、監査人から、どの程度開示すべきかは IFRS 第 12 号の開示目的に照らして判断されることになるが、その開示目的は積極的な開示を促すほどには十分に明確ではない。 IASB が現在取り組んでいる開示に関するプロジェクトに照らして改善が必要であるとするコメントが聞かれている。

# その他のトピック

#### 質問10 その他のトピック

この情報要請で取り扱っていないトピック (IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号と他の IFRS 基準の相互関連から生じるものを含む)の中で、この適用後レビューに関連性 があると回答者が考えるものはあるか。その場合、そのトピック及びそれを適用後 レビューで扱うべきである考える理由を説明されたい。

#### (持分法会計)

37. 持分法会計については今回の情報要請の対象に含まれていない。しかし、投資先が IFRS 第 11 号に従って共同支配企業に分類された場合には持分法が適用されること から、我々のアウトリーチにおいて、持分法会計についての見解も入手した。

#### 持分法会計の論点―減損会計

- 38. 多くの作成者から、持分法が適用された投資の減損会計の論点について、次のコメントが聞かれている。
  - (1) 持分法投資に認識されたのれんについては、連結子会社に対する投資と同様に、 投資先の事業とのシナジーを見込んだものである場合がある。しかし、持分法 会計の性質が一行連結であるとはされていないため、持分法投資の減損会計に ついては支配を有している場合ののれんの減損会計と異なる。結果として、減 損損失の認識について実務上の論点がある。
  - (2) 関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る減損損失の認識について、IAS 第 28 号においては、当該投資を単一の資産として減損テストを実施すると定められているのみであり、当該投資を構成する識別可能資産とのれんの減損テ

ストのステップが明確でない。

- (3) 現行の会計基準が、持分法会計の性質を明確にしないことで、持分法投資の減損に関して根本的な問題が生じている。持分法投資全体の帳簿価額に対する減損処理の後に、投資先が投資先の財務諸表において個別の資産又は資産グループの減損処理を行う場合、減損が二重で計上され得る。
- (4) IAS 第 28 号第 14A 項に基づくと、IFRS 第 9 号による予想信用損失モデルによる損失と、IAS 第 28 号の持分法損失が二重で計上される可能性があることから問題があるため、持分法会計の根本的な見直しを含めて再検討が必要であると考える。
- (5) 共同支配企業又は関連会社に対する投資の際にマイノリティ・ディスカウントが存在する場合に、一行連結としての持分法投資先のインサイドの資産(投資取得時に認識した無形資産を含む)のマイノリティ・ディスカウントを考慮しない測定と、持分法投資全体(アウトサイド)としてのマイノリティ・ディスカウントを考慮した場合の測定にコンフリクトが生じる可能性がある。

# 持分法会計の論点―その他の論点

39. ある作成者から、持分法が適用される投資について、当初年度はキャッシュを失い、 将来的にキャッシュを生むという計画を前提に現在価値で取得価額を決定した場合で、取得当初、計画通りに損失が生じる場合、持分法会計の性質を投資の測定技法と考える場合には、損失を認識することは違和感が強いという意見が聞かれている。

# 持分法会計に関して聞かれたコメントについて

- 40. 現在の持分法会計について、利用者や一部の作成者は、持分法会計の適用範囲に関する懸念を有している。また、一部の利用者と作成者から、持分法会計による情報に加えて、受取配当金に関する情報により投資の評価を補完しているという意見が聞かれている。また、ある作成者からは、価値の増価を期待して保有する投資(金融投資)に持分法会計を適用することは有用な情報を提供しないという意見が聞かれている。
- 41. しかし、ほとんどの作成者は、連結の延長線上の投資としての性質が強い投資については、投資先への関与を通じた事業活動の遂行と関与からの成果の獲得を目的として保有する投資であることから、そのような投資について持分法会計を適用することは有用な情報を提供し、また、投資先の業績を反映すると述べている。

- 42. 多くの利害関係者は、現行のガイダンスの大きな変更を望んでいないものの、当該ガイダンスが、持分法会計の性質について一行連結か測定技法かという概念的な基礎を提供していないために、解決されていないと考えられる持分法会計の実務上の論点があると我々は認識している。これは、持分法投資における減損会計及びその他の論点について作成者から聞かれた意見と一致している。また、他の作成者が、一行連結か測定技法のいずれか一方に整理することによって現在の論点のすべてが解決するわけではないと述べている。
- 43. このような概念的な議論を IASB が行わないまま、個別の対応を行うことに対しては、我が国の関係者から懸念が聞かれている。その例の一つとして、IASB が公開草案「全般的な表示及び開示」において「不可分の関連会社及び共同支配企業」と「不可分でない関連会社及び共同支配企業」に関連する損益を区分して表示することを提案したことが挙げられる。
- 44. 我々は、IASB が持分法会計の主な定めを維持すべきであると考える。同時に、我々は、我が国の関係者によって識別された減損会計のような実務上の論点を解決するために、持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定技法の側面を重視すべきかを明確にする原則を開発するためのプロジェクトに取り組むべきと考える。なお、個々の論点に個別に対処する場合、効率が悪いだけなく、意図しない結果を招く可能性があると考える。

以上